

法医学と医療福祉との連携—実務から研究まで

川崎医科大学法医学教室准教授 三浦雅布

法医学とは、「医学的解明助言を必要とする法律上の案件、事項について、科学的で公正な医学的判断を下すことによって、個人の基本的人権の擁護、社会の安全、福祉の維持に寄与することを目的とする医学」であり、法治国家に不可欠な学問である。法医学の実務の中心となるのは法医解剖や死体検案であり、これにより個々の事案の解決へ助力を行うことはもちろん、実務活動を通して得られた知見を社会に広く還元し、行政や福祉等の改善点について考察・指摘することも重要な責務の一つである。

法医学という分野は、“死体を取り扱う”ものと認識されることも多いが、必ずしもそうではない。「医学的解明助言を必要とする法律上の案件、事項」に該当するものは多岐にわたるため、法医学者は、例えば虐待／傷害事件などの際には生体（加害者や被害者）や物体（人体由来の体液など）を、医療過誤が疑われる際にはカルテなどの書類を、といったように、死体以外を検査対象とすることも多い。特に犯罪被害者の診察などは、臨床現場で働く医師がこれを求められることも多く、その際には、損傷の自他為の鑑別や成傷機転などについて、法医学的知識をもって判断することが求められる。よって、法医学は医学部卒業の必修単位となっており、全ての医師は学生時代に法医学を修めている。

法医学見地から生体の検査を行うことは臨床法医学（Clinical Forensic Medicine）などとも呼ばれ、欧州では大学病院などに法医学の外来が設置されていることは珍しくない。そこでは、他者から危害を加えられたと主張する患者の受診や、乳幼児に対しての被虐待の有無の診断依頼など、法医学者による生体検査が身近に行われている。しかしながら本邦では、法医外来のような仕組みも一部の大学で限定的に行われているにすぎず、法医学的診断が必要な生体に対しての検査体制は十分ではない。また近年では、特に犯罪被害に見舞われた被害者の法医学的検査を行う際には、身体観察や問診に伴うストレス軽減などの目的で、看護師が包括的なサポートを担う重要性が認識されつつあり、法看護（Forensic Nursing）という概念が国際的には一般化しつつある。臨床法医学や法看護といったものを社会に定着させることは、まさに個人の基本的人権や社会の安全をより守ることにつながると思われる。

法医学的な知識や思考過程は、死体に限らず生きた患者を診察する際にも重要であり、なおかつ、それらの知識は医師のみに必要なものではなく、医療福祉に携わる様々な職種に共有されるべきと考えられる。法医学という学問を、医学領域の一分野に留まらせるのではなく、看護や児童福祉、高齢者福祉などの領域に展開し、実務や研究に協同して向き合うことで、社会にとって有益な結果をもたらすことが期待される。